

手 数 料 表

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

実際に適用する手数料につきましては、契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

1. 【求職受付手数料】

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

●求職の受付1件につき 690円

●ただし同一の求職者からの求職の申込の受理が、1ヶ月間に3回を超えては申し受けません。

2. 【届出制手数料に係る手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
【職業紹介サービス】 求人の申込みを受理した時以降、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
【職業紹介者の不可サービス】 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
【職業紹介の付加サービス】 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % 手数料負担者は、 <u>関係雇用主</u> とします。

※上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社辞退や自己都合により、または就業規則違反等の責に帰すべき事由により、6ヶ月以内に退職した場合、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ・ 入社後1週間未満の場合：本件報酬の 100%
- ・ 入社後1か月未満の場合：本件報酬の 50%
- ・ 入社後2か月未満の場合：本件報酬の 30%
- ・ 入社後3か月以上4か月未満の場合：本件報酬の 20%
- ・ 入社後5か月以上6か月未満の場合：本件報酬の 10%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることになった場合においては、この返戻金制度は適用しません、また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。